

男性のための総合相談業務委託 提案仕様書

本仕様書は、千葉県男女共同参画センター（以下「県センター」という。）における「男性のための総合相談業務委託」の企画提案の募集にあたって、委託しようとする業務内容の基本的事項について掲載するとともに、適用する最小限の仕様を示すものである。

業務委託契約書に添付する最終的な仕様書は、最も優れた企画提案が選定された後、当該企画提案を行った者と県センターが企画提案の内容を踏まえて協議し、県センターが作成する。

1 委託業務の目的

男女共同参画の推進拠点及び配偶者暴力相談支援センターとして、家庭、職場、地域などにおいて、男性が抱える様々な悩みや問題に対し、相談者とともに考え、整理し、相談者自らの力で解決できるよう支援することを目的に、男性の相談員・カウンセラーによる電話相談、カウンセリングを実施する。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要及び委託料上限額

事業名	委託料上限額	業務	実施場所	相談種別
男性のための 総合相談業務	5,399 千円 ②の相談室に係る 使用料等を含む	相談業務	千葉市内	①電話相談
			<u>提案者が</u> <u>選定した相談室</u> (千葉市内のJR駅等近隣)	②カウンセリング
		相談員の資質向上に係る研修参加		
		その他業務		

※委託料上限額は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。

※本件委託業務を履行するための人事費・旅費・通信費・印刷製本費及び契約費用等の一切の経費は、県が定めるものを除き、本業務の委託料に含まれるものとする。

【①について】

※実施場所は県が用意し、契約時に別途指定する。なお、実施場所には、什器（机、棚、椅子）が設置されている。

※電話相談に係る機器・回線等は、設置されており、通信費については、県が負担する。

【②について】

- ※実施場所は、提案内容に含めること。
- ※相談室に係る使用料等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- ※委託者との連絡用として、電話・FAXを設置すること。なお、その経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- ※カウンセリング予約受付・変更・キャンセル・遅刻等の対応の業務に係る機器・回線等について、当該業務専用のものを用意すること。なお、その経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

4 委託業務の詳細

(1) 相談業務

受託事業者は、各業務について、関係機関と密接な連携の上、相談者一人ひとりがそれぞれに自立し、自分らしく生きていくよう、相談者に寄り添った対応を行うこととする。

相談の種類	実施内容	流れ
電話相談 〔随時〕	相談の最初の窓口であり、相談の内容、相談者の状況・希望等を傾聴し、主訴を整理する。問題解決に向けた情報を提供し、必要に応じてカウンセリングなどの専門相談につなげる。	《別紙1》のとおり
カウンセリング 〔予約制〕	電話相談で把握した相談の主訴、相談者の状況及び問題等を整理し、その解決のため心理的援助を行う。	

① 千葉市内（県が指定した場所）

ア. 男性のための電話相談業務

相談種別	曜日・回数	上:相談時間/ 下:業務時間	体制	施設等
電話相談	毎週火・ 水曜日	16:00～20:00 ----- 15:45～20:15	相談員 1日あたり1人	1部屋 1回線
	毎週土曜 日	12:30～16:30 ----- 12:15～16:45	相談員 1日あたり1人	

- イ. 相談の準備、相談業務の記録及び報告等一連の業務
- ウ. カウンセリングの予約管理（受付・変更・キャンセル）業務
- エ. 相談業務の運営に付帯する業務（委託者との業務上必要な打合せ等）

② 提案者が選定した相談室（千葉市内のＪＲ駅等近隣）

ア. 男性のためのカウンセリング業務

相談種別	曜日・回数	上:相談時間/ 下:業務時間	体制	施設等
カウンセリング	月3回 (土曜日)	13:00～17:00 ----- 12:45～17:15	カウンセラー 1回あたり1人 補助員 1回あたり1人	提案者が 確保 (1部屋・ 固定電話・ FAX等)
	月1回以上 (平日)	16:30～20:30 ----- 16:15～20:45	カウンセラー 1回あたり1人 補助員 1回あたり1人	

※ 県センター職員が常駐しないため、カウンセラーとは別に補助員を配置すること。補助員は以下イ・ウ・エ・オ等のカウンセラー補助業務を行う。

- イ. 相談の準備、相談業務の記録及び報告等一連の業務
- ウ. カウンセリングの予約管理（受付・変更・キャンセル）業務
- エ. 相談室の鍵の管理、相談関係書類の管理及び執務環境の整備
- オ. その他相談業務の運営に付帯する業務（相談者の案内、委託者との業務上必要な打合せ等）

○相談実施日に関する留意事項

- ・月曜日（「国民の祝日・休日」が月曜日に当たるとき、その日の後の最も近い平日）、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は相談業務を行わない。また、各種相談の実施場所が、都合により当該日時に利用できない場合は、その実施場所における相談業務は原則として実施しないものとする。
ただし、実施回数が定められている相談種別については、代替の実施日時及び必要に応じて実施場所を確保すること。
- ・カウンセリング実施日は1カ月の中で分散するように設定する。

○その他留意事項

- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告については、別途示す手順書等によること

(2) 相談員の資質向上を図るための研修参加(年2回以上または2人以上)

受託事業者は、相談事業を円滑に実施するため、相談員の資質向上に努め、千葉県健康福祉部児童家庭課の主催する研修事業（令和8年度：全15回予定）やその他行政機関、又は独立行政法人等が主催する研修事業等に参加する。相談員等の参加確認後、受託者は、速やかに男女共同参画センター所長あて報告書を提出すること。

なお、千葉県健康福祉部児童家庭課の主催する研修事業については、1回以上参加すること。

(3) その他の業務

① カウンセリング業務実施場所の確保

千葉市内、かつ J R 駅等近隣の交通至便な場所にカウンセリング実施のための相談室を確保すること。

事業の性質を踏まえ、相談室は、相談者が安心して相談できる適切な環境であるとともに、個人情報を含む書類等も適切に管理できる環境であること。

また、相談室には委託者との連絡用として、電話・FAXを設置すること。

② 相談件数の集計及び報告（毎月）

毎月、相談実施日ごとの相談件数を「全体件数」、「DV件数（内数）」、「相談内容」別等に集計し、遅滞なく県センターに報告する。

③ 打ち合わせ等への出席（不定期：年3回程度）

相談業務を円滑に実施するため、委託者との打合せ等に出席する。

5 業務実施体制

(1) 業務責任者及び連絡担当者の選定

受託事業者は、業務実施に当たり、相談従事者を指揮監督する業務責任者と県センター担当者との連絡調整にあたる連絡担当者を定め、県センターに報告する。

なお、業務責任者が連絡担当者を兼務しても差し支えないものとする。

(2) 相談員・カウンセラーの配置

相談員及びカウンセラーの配置にあたっては、相談に関する技術のほかに、男女共同参画に関する視点を持ち、バランス感覚のある者を配置すること。

なお、県センターは必要に応じて受託事業者立ち合いのもと、相談員及びカウンセラーと面接を行うことができる。

(3) 業務計画書及び相談員配置計画書の提出

受託事業者は、契約締結後直ちに、県センターと協議のうえ、業務計画書及び相談員配置計画書を提出する。

なお、県センター又は受託事業者のやむを得ない事情により業務計画書又は相談員配置計画書の内容を変更する必要がある時は、両者協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

(4) 勤務割表の作成

受託事業者は、勤務割表を作成し、前月末までに県センターに提出するものとする。受託事業者はこの勤務割表に従い、必要人数を従事させるものとする。

なお、勤務割に変更が生じた場合は、業務責任者が事前に書面により報告する。

(5) 相談員の資質向上、相談業務に必要な情報の収集

受託事業者は、相談事業を円滑に実施するため、相談員の資質向上に努めるほか、隨時、相談業務に必要な情報を収集するものとする。

(6) 業務の引継ぎ

受託事業者は、前受託事業者からの業務の引継ぎを受け、委託業務の遂行に支障を来すことのないようにしなければならない。

また、受託事業者は次年度に事業が継続する場合において、委託期間が終了するまでに後任の受託事業者が契約始期から円滑に業務を遂行できるよう、必要書類等を整備し、引継ぎを行うこと。

6 留意事項

- (1) 本件委託業務の全部又は一部について、県センターの承諾なしに第三者に再委託してはならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県センターの指示に従うこと。
また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県センターと協議すること。
- (3) やむを得ない事情により、受託事業者が仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ県センターと協議の上、承認を得ること。
- (4) 受託事業者及び相談従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県センターの事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本業務が終了した後も同様とする。
- (5) 受託事業者は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律等関係法令を遵守すること。また、相談従事者の職務について、労働関係法令を遵守し、勤務時間や健康等に十分留意しなければならない。
- (6) 本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。

男性のための総合相談 実施フロー図

）網掛け部分が委託業務の範囲

